

回覧

令和3年4月28日

各 位

富里市長 五十嵐 博文
(公印省略)

有害鳥獣の捕獲実施について

皆様方におかれましては、日ごろより本市の有害鳥獣捕獲に御理解御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では農畜産物被害の抑制のため、銃器、箱わなによる有害鳥獣捕獲を下記のとおり実施します。

実施中は御迷惑をおかけいたしますが、御理解御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 対象鳥獣 カラス類（ハシブトカラス、ハシボソカラス）
小型獣類（タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イノシシ）
- 2 実施期間 令和3年5月9日（日）から令和4年3月31日（木）
（重点捕獲日以外にも、必要に応じて捕獲を実施します）
- 3 重点捕獲日 5月9日（日）から7月25日（日）までの毎週日曜日
（カラス類） 荒天中止
- 4 実施時間 日の出から日没まで
（重点捕獲日は日の出から午前9時頃まで）
- 5 実施区域 富里市内全域（市街地を除く）
- 6 捕獲方法 ライフル銃以外の猟銃、空気銃、箱わなによる捕獲
- 7 実施者 富里市鳥獣被害防止対策実施隊

担 当 経済環境部農政課農業振興班

担当者 岩瀬、尾崎

電 話 0476-93-1111(代表)

0476-93-4943(直通)

有害鳥獣捕獲事業実施地区及び回覧地区位置図

凡例	回覧地区	地区名(太字)
	捕獲予定実施地区	

